

千葉工業大学 P P A 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、千葉工業大学 P P A 会則第 8 条第 2 項に基づき会費に関する事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 入会金は別表 1 に定められた金額とする。ただし、教職員および留学生父母の場合は、これを免除する。

(年会費)

第 3 条 年会費は、別表 2 に定められた金額とする。ただし、名誉会員および賛助会員の場合は免除する。

附則

- 1 この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程は、昭和 62 年 7 月 4 日一部改正し昭和 63 年 4 月 1 日より施行する。
- 3 この規程は、平成 4 年 4 月 1 日一部改正した。
- 4 この規程は、平成 9 年 6 月 21 日一部改正した。

別表 1

	金額(円)
正会員	10,000
賛助会員	一口 10,000

別表 2

	金額(円)
正会員	10,000